

第4号様式

沖縄県立青少年の家利用料金免除申請書

令和 年 月 日

沖縄県立名護青少年の家

指定管理者 沖縄文化スポーツイノベーション 殿

申請者

※記入方法です。  
こちらに記入  
しないでください

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、次のとおり  
沖縄県立名護青少年の家の利用料金の免除を申請します。

研修会の名称							
研修の目的							
利用期間	令和 年 月 日( )時～令和 年 月 日( )時 (泊日)						
納入すべき 利用料金	※この欄の金額は本来係るすべての経費(宿泊費、使用 施設料、免除対象外の引率者も合わせた合計額)を記入する。 円						
免除申請理由	沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例規則第4条の2項第 _____号により免除 ※ 第1号 教育課程に基づく教育活動として利用する場合。 第2号 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 及びこれらの介護人が利用する場合。 第3号 沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に利用する場合。 ※注 免除理由は上記1号から3号までの該当する号を必ず記入する						
免除申請額	円 ←免除申請額は、下記の内訳費用合計を記入する。						
内訳  人数・時間を入力すると金額が表示します。	児童・生徒			一般・学生 ※引率者は児童・生徒の総数の1割の人数 ※1泊以上は人数×宿泊日数			
	宿泊室	320円/1人	人	円	630円/1人	人	円
	キャンプ場	150円/1人	人	円	260円/1人	人	円
	研修室・訓練室	150円/1時間	時間	円	370円/1時間	時間	円
	体育館 講堂	370円/1時間	時間	円	730円/1時間	時間	円
免除決定額	※ 円						

備考 ※印は、記入しないこと

- ①免除対象となる児童・生徒、一般・学生の総数、研修室等の総時間数を記入する。人数・時間を入力すると金額が表示  
※1泊以上場合は、日程の宿泊人数、利用時間について延べ数を記入
- ②学校団体の引率者は全児童・生徒数の1割(四捨五入)が免除対象となります。  
よって、34人の児童・生徒に対して1割の引率者が免除対象数になります。よって3人が免除対象です。

第4号様式

沖縄県立青少年の家利用料金免除申請書

令和 年 月 日

沖縄県立名護青少年の家  
 指定管理者 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社 殿  
 申請者

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、次のとおり  
 沖縄県立名護青少年の家の利用料金の免除を申請します。

研修会の名称							
研修の目的							
利用期間	令和 年 月 日( ) 時～令和 年 月 日( ) 時 (泊日)						
納入すべき 利用料金	円						
免除申請理由	沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例規則第5条の2項第 _____ 号により免除 ※ 第1号 教育課程に基づく教育活動として利用する場合。 第2号 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が利用する場合。 第3号 沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に利用する場合。						
	円						
内訳		児童・生徒			一般・学生		
	宿泊室	320円/1人	人	円	630円/1人	人	円
	キャンプ場	150円/1人	人	円	260円/1人	人	円
	研修室・訓練室	150円/1時間	時間	円	370円/1時間	時間	円
	体育館講堂	370円/1時間	時間	円	730円/1時間	時間	円
免除決定額	※ 円						

備考 ※印は、記入しないこと

## 県立名護青少年の家に係る利用料金減免規定

## 1. 目的

沖縄県立青少年の家管理運営に関する基本協定書(名護青少年の家)第37条1項に基づき、県立名護青少年の家に係る利用料金を減額し、又は免除する場合の判断の基準を定める。

## 2. 考え方

本規定に定める減免の判断基準は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成20年12月26日条例第49号)第15条、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則(平成21年沖縄県教育委員会規則第8号)第4条に基づく。

また、平成24年3月28日付け教生第1861号のにて通知された「青少年教育施設の利用者の範囲及び利用料金徴収(免除)の考え方」に基づく。

## 3. 適用

県立名護青少年の家に係る利用料金の減免適否判断については、以下の表1に基づくものとし、利用料金の免除を受けようとする者はあらかじめ沖縄県立青少年の家利用料金免除申請書(第4号様式)を指定管理者に提出するものとする。

[表1]

利用団体所属	研修の目的・形態	利用料金 徴収・減額・免除	備考
幼稚園	お泊まり保育	免除	・幼稚園課程の園児のみ免除対象 ・園の出席日数にカウントされる場合のみ適用
小学校、中学校	自然学習・宿泊体験	免除	・教育課程に基づく出席数、授業数と扱われる場合は免除対象
	社会科見学	免除	・教育課程に基づく出席数、授業数と扱われる場合は免除対象
	リーダー研修 (生徒会)	免除	・教育課程に基づく出席数、授業数と扱われる場合は免除対象
	部活動 (県教委主催・共催の大会)	免除	・教育課程に基づく出席数、授業数と扱われる場合は免除対象 ・スポーツに限らず文化系大会含む ・学校から任命された外部指導員含む
	部活動 (練習・合宿・民間大会等)	徴収	・練習・強化合宿等は徴収 ・県教委が後援や協力の場合は徴収 ・スポーツに限らず文化系大会含む
	各種大会に係る宿泊	徴収	・県教委主催・共催以外は徴収
	引率者 (教育課程利用)	免除	・学校職員・学校から任命された外部指導員に限る ・児童生徒数の1割の人数(小数点第一位以下四捨五入) ・団体の児童・生徒が5人未満のときは、その「引率者」は1名とする
引率者 (その他利用)	徴収	・教育課程であってもカメラマンやバス運転手等プログラム運営に不可欠な人員の宿泊も可能だが、徴収の対象となる。カメラマンやバス運転手の利用申請は主となる団体に含めて構わない。	
高校 高等専門学校	新入生オリエンテーション	免除	・教育課程に基づく出席数、授業数と扱われる場合は免除対象
	学校(生徒会)主催の研修	免除	・教育課程に基づく出席数、授業数と扱われる場合は免除対象
	部活動 (県教委主催・共催の大会)	免除	・教育課程に基づく出席数、授業数と扱われる場合は免除対象 ・スポーツに限らず文化系大会含む ・学校から任命された外部指導員含む
	部活動 (練習・合宿・民間大会等)	徴収	・練習・強化合宿等は徴収 ・県教委が後援や協力の場合は徴収 ・スポーツに限らず文化系大会含む
	各種大会に係る宿泊	徴収	・県教委主催・共催以外は徴収
	引率者 (教育課程利用)	免除	・学校職員・学校から任命された外部指導員に限る ・児童生徒数の1割の人数(小数点第一位以下四捨五入) ・団体の児童・生徒が5人未満のときは、その「引率者」は1名とする
引率者 (その他利用)	徴収	・教育課程であってもカメラマンやバス運転手等プログラム運営に不可欠な人員の宿泊も可能だが、徴収の対象となる。カメラマンやバス運転手の利用申請は主となる団体に含めて構わない。	
専門学校・大学	—	徴収	・料金区分は「一般・学生」とする。
その他	お泊まり保育 (保育園・認定こども園)	免除	・幼稚園相当(5歳児)のお泊り保育
	遠足等 (保育園・認定こども園)	徴収	
	県(教委)主催・共催の研修 (委託事業含む)	免除※	・沖縄県の他部局を含む ・委託を受けた団体からの申請を含む。委託元に確認し、委託費内で施設利用料が計上されている場合は徴収する。
	県(教委)主催・共催の研修以外 の事業	徴収	・沖縄県の他部局を含む
	県(教委)以外が主催する事業	徴収	
	指定管理者が行う主催事業	免除	・実費負担のみとする ・自主事業は徴収する
	社会教育団体活動 (日本宇宙少年団名護分団)	免除	・県直営時の扱い継続
3歳未満の利用者	免除	・実費負担のみとする	

附則

この運用は、平成30年4月1日から施行する。